

要件を満たした空き家(不良住宅)の所有者(管理者)に対して 空き家の除却にかかる費用の一部を補助します。

■申請受付期間 令和8年6月1日(月)~6月30日(火)

■補助金の額

除却: 補助対象経費の 4/5 以内かつ最大 80 万円

補助対象者

・除却事業

1 空き家の所有者または相続人

(未登記物件の場合は、固定資産税課税台帳に登録されている方)

2 空き家の所有者または相続人の全員の同意を得た方

対象工事経費

空き家の除却工事費(建物の除却に要する費用)

※倉庫、物置、塀などの附属の構築物や敷地内にある樹木伐採・処分、剪定作業に要する経費、残置物撤去費等は含まない。

イメージ図(除却)



主な対象要件等

- ・町内に存する一年以上使用されていない空き家。
- ・不良住宅に該当する空き家(住宅地区改良法第2条4項に規定する不良住宅であり、住宅の不良度測定基準による評点の合計が100点以上のもの)
- ・交付申請年度の2月末日までに実績報告を行うことができるもの。
- ・除却後、空き家・空き地バンクに登録すること

※補助金交付決定前に工事を行った場合補助金の対象外になりますのでご注意ください。

※補助金の交付には、諸条件等あるため交付申請の前に必ず事前相談を行ってください。

■お問い合わせ

- ・補助金の詳細は久米島町役場 HP でご覧ください。
- ・「募集要領」と「久米島町空き家対策総合支援事業補助金交付要綱」を必ずご確認ください。

・補助金の申請窓口
久米島町企画財政課
☎098-985-7122